

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九十四号

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則（平成二十一年岐阜県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」を「岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱（平成二十一年岐阜県告示第七七七号）による改正前の岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。